

---

議題	企業会計基準委員会の最近の活動状況について
項目	収益認識基準に関する検討状況

---

平成●年●月●日  
企業会計基準委員会

## 収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集（案）

1

### 1. 本意見募集の公表の経緯

1. 我が国においては、企業会計原則の損益計算書原則に、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」とされているものの、収益認識に関する包括的な会計基準は開発されていない。

「収益」は、我が国においては「売上高」「役務収益」など、その呼称は業種や取引により異なるが、企業の主な営業活動からの成果を表示するものとして、企業の経営成績を表示する上で重要な財務情報と考えられる。

2. 一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識基準の開発を行い、平成 26 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」（IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic 606）を公表している。両基準は、文言レベルで概ね同一の基準となっており、当該基準の適用後、IFRS と米国会計基準により作成される財務諸表における収益の金額は概ね同一の基準により報告されることとなる。
3. これらの状況を踏まえ、企業会計基準委員会は、平成 27 年 3 月 20 日に開催された第 308 回企業会計基準委員会において、IFRS 第 15 号を踏まえた我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討に着手することを決定し、検討を進めている。
4. 当委員会では、これまで、我が国の金融資本市場への信認を確保する観点から、日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとする取組みを行っており、その観点から国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めてきた。国際的な会計基準とのコンバージェンスを図ることにより、財務諸表間の比較可能性が高められ、投資家の意思決定により有用な財務情報が提供されることが期待される。

---

<sup>1</sup> 本資料は、平成 27 年 11 月 6 日に開催された第 323 回企業会計基準委員会における審議資料に基づく。

5. 収益認識に関する包括的な会計基準を開発することは、我が国の会計基準の体系の整備につながり、日本基準を高品質なものとするに寄与し、また、国際的な比較可能性が改善することが期待される（「Ⅱ. 収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義」を参照のこと。）。
6. 一方、新たに IFRS 第 15 号を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準を開発することにより、企業にとって適用上の課題が生じることも想定される。当委員会ではこのような懸念に適切に対応するために、仮に IFRS 第 15 号と同様の内容を我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として導入した場合に生じ得る適用上の論点を識別するとともに、課題の分析を行っている。
7. 当委員会では、今後、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を進めていくにあたり、検討の初期の段階で適用上の課題や今後の検討の進め方に対する意見を幅広く把握するため、本文書を公表することとした。

## II. 収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義

8. 上記のとおり、現在、収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討を進めているが、IFRS 第 15 号を踏まえた収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行うことは、次のような意義があると考えられる。

### （我が国の会計基準の体系の整備）

9. 第 1 項に記載のとおり、我が国の会計基準には、企業会計原則において収益の認識規準に関する基本となる考え方は示されているものの、収益認識に関する包括的な会計基準（開示規定を含む。）は開発されていない。我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発は、我が国の会計基準の体系の整備につながり、高品質化に寄与することにつながると考えられる。

### （企業による財務諸表の比較可能性の向上）

10. 我が国の会計基準の体系において収益認識に関する包括的な会計基準を開発することにより、我が国企業における財務諸表間の比較可能性が向上することが期待され、財務諸表利用者にもたらすと考えられる。
11. また、IFRS 第 15 号は、Topic 606 と文言レベルで概ね同一の基準となっており、業種横断的に複雑な取引や新しい取引を含む多様な取引に適用可能な会計基準であるとされている。このため、同基準に準拠して財務情報が作成された場合、取引の種類や

業種に関わらず、企業の損益計算書においてトップラインとして表示される収益計上額について国際的な比較可能性が改善することも期待される。

**(企業により開示される情報の充実)**

12. 我が国における収益認識に関する包括的な会計基準を開発し開示（注記）の規定を定めることにより、我が国企業の財務諸表における財務情報の質が向上することが期待され、財務諸表利用者へ便益をもたらすと考えられる。
13. また、IFRS 第 15 号においては、収益認識に関する開示情報が大幅に拡充されており、同基準に準拠して財務情報が作成された場合、財務諸表利用者の情報ニーズにより応えるものとなると考えられる。

**III. 今後の予定**

14. 本意見募集を実施した後、当委員会では、本意見募集に寄せられたコメントを踏まえ、会計基準の案の策定に向けた検討を行う予定である。包括的な会計基準の開発にあたり、公開草案を公表する前に、検討状況について何らかの形式<sup>2</sup>で一般に意見を求めることも考えられるが、本意見募集に寄せられた適用上の課題の内容等を踏まえた上で検討を行う予定である。
15. 収益認識に関する包括的な会計基準の最終的な基準化の時期について現時点で目標を定めることは、本意見募集に寄せられた適用上の課題の内容等に基づき行われる今後の審議の状況によるため、必ずしも容易ではない。

これまでの審議の過程では、広範な業種、企業に重要な影響を与える可能性があるため、慎重に進めるべきとの意見も聞かれている。一方、当委員会におけるこれまでの審議において、我が国において指定国際会計基準を任意適用する企業が増加しており、これらの企業や米国会計基準を利用する企業から、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の強制適用日に適用が可能になるよう、我が国においても収益認識基準の開発を進めていくべきとの意見が聞かれている。

このため、当委員会は、IFRS 第 15 号及び Topic 606 の強制適用日（IFRS 第 15 号においては平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度、Topic 606 においては平成 29 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度）に適用が可能となることを当面の目標として検

---

<sup>2</sup> 当委員会は、これまで公開草案を公表する前に、「論点整理」「検討状況の整理」「試案」等の形式で、一般に意見を求めている。

討を進めている。

#### IV. 開発する会計基準の内容等

16. これまで国際的なコンバージェンスを図る観点から会計基準等の開発を行う際には、当該基準に準拠して行われる会計処理によって得られる財務情報が、大きく国際的な会計基準と異ならないように開発を行ってきた。一方、現在検討を進めている収益認識に関する包括的な会計基準については、IFRS 第 15 号と Topic 606 が、概ね文言レベルで同一なものとなっていること、また、連結財務諸表の作成にあたって指定国際会計基準や米国会計基準を適用する企業から、単体財務諸表においても同様の内容の基準を用いることのニーズが聞かれ、基本的に IFRS 第 15 号の内容を出発点とし、仮に我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として IFRS 第 15 号の内容を取り入れた場合の適用上の課題を検討している。
17. 今後開発する会計基準の内容に関して、どの程度、内容や文言について IFRS 第 15 号との間で整合性を図るべきか等、本意見募集に寄せられた適用上の課題の内容等を踏まえた上で検討を行う予定であり、この点については、本意見募集の質問項目としている。
18. なお、我が国における収益認識の会計基準が開発された場合、企業会計原則の規定に優先して適用されることを想定している。また、当委員会が公表した収益認識に関する会計基準等<sup>3</sup>については、改廃を検討することを予定している。さらに、日本公認会計士協会が公表した収益認識に関する実務指針等については、改廃の検討を依頼することを予定している。

#### V. 適用上の課題の分析

19. 新たに開発される収益認識に関する会計基準を適用する場合、主に以下のような適用上の課題が生じる可能性があると考えられる。当委員会では、この点について、「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別した適用上の課題」に記載のとおり、予備的に論点を識別し適用上の課題を分析している。分析にあたっては、適用上の課題を次のように区分している。

- ・ 経営管理に与える影響

---

3 当委員会が公表した収益認識に関する会計基準として、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」及び実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」がある。

IFRS 第15号の内容を我が国の会計基準に取り入れた結果、現在の我が国の会計基準による会計処理と結果が異なる場合も想定され、その場合、財務報告数値に重要な影響が生じる可能性があり、経営管理に影響を与える可能性がある。

- ・ 財務諸表作成プロセスに与える影響

会計処理を行ううえで、また、開示情報を収集するうえで、財務諸表の作成プロセスの変更や追加的なシステム投資が必要となる、従来に比して見積りや判断が多く必要となる等、基準導入時及び基準導入後の各期において、財務諸表作成実務に影響を与える可能性がある。

## VI. 質問事項

20. 本意見募集では、以下の質問項目を設けている。

### 質問 1

当委員会は、本文書の第 5 項及び第 8 項から第 13 項に記載のとおり、収益認識に関する包括的な会計基準を開発することは、我が国の会計基準の高品質化につながり、企業の財務情報の有用性を向上することにつながると考え、IFRS 第 15 号を踏まえた基準開発に向けた検討を進めています。この点について、ご意見があればお寄せください。

### 質問 2

「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別した適用上の課題」に記載のとおり、当委員会は、IFRS 第 15 号の内容を我が国の収益認識に関する包括的な会計基準に導入した場合の適用上の論点を識別した上で、課題を分析しています。これらの論点の識別及び課題の分析の内容について、適切かどうかについてご意見があればお寄せください。

### 質問 3

「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別した適用上の課題」に記載している論点以外の適用上の課題を識別している場合、可能な限り、詳細に当該内容をご記載ください。

### 質問 4

本文書の第 16 項に記載のとおり、当委員会は、今後開発する会計基準の内容について、IFRS 第 15 号の内容を出発点として議論を進めています。この点について、どの程度、内容や文言について IFRS 第 15 号との間で整合性を図るべきか等、ご意見があればお寄せください。

### 質問 5

その他、当委員会が取り組んでいる収益認識に関する包括的な会計基準の開発に関して、ご意見があればお寄せください。

以 上